

特許庁委託

**台湾模倣対策マニュアル
(実務編)**

2017年3月

公益財団法人 日本台湾交流協会

八、公平交易法による救済

(一) 未登録著名商標の保護

1. 公平交易法の適用

(1) 商標法は登録主義を採用

台湾の商標法は登録主義を採用している。したがって、台湾で商標を登録して初めて台湾で商標法上の権利を行使することができる。たとえ外国において著名商標であっても、台湾で商標登録しなければ、商標権は取得できないので、原則として台湾で商標法に基づいて権利を主張することはできない。

しかし台湾で登録されていないとしても、著名商標が台湾市場において一定の知名度を有していることがあり、この場合は模倣されやすい。他人が未登録の著名商標を模倣することを放置すれば、市場取引秩序が害されるリスクがある。また、市場に模倣品が流通することにより、正確な情報に基づいて商品を選択するという消費者の権利利益が害される。したがって、未登録の著名商標の権利者は、未登録の著名商標が侵害され、又は模倣された場合、公平交易法に従って、侵害業者に対し権利を行使できる。

(2) 公平交易法第 22 条の規定

公平交易法第 22 条は以下のとおり規定している。

1 事業者は、その営業において提供する商品又は役務につき、次に掲げる行為をしてはならない。

一、著名な他人の氏名、商号若しくは会社の名称、商標、商品容器、包装、外観若しくはその他の、他人の商品を示す表徴と同一若しくは類似のものを使用し、それをもって他人の商品と混同を生じさせること、又は、当該表徴を使用する商品を販売、運送、輸出若しくは輸入すること。

二、著名な他人の氏名、商号又は会社の名称、標章又はその他の、他人の営業、役務を示す表徴と同一又は類似のものを使用し、それをもって他人の営業又は役務の施設又は活動と混同を生じさせること。

2 前項の氏名、商号又は会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又は

その他の、他人の商品又は役務を示す表徴については、法律に従って商標権を取得している場合は、これを適用しない。

この第二項の規定を反対解釈すれば、第一項の著名表徴の保護範囲は未登録の著名商標に限定されることになる。したがって、登録済の著名商標の保護は、商標法によることになる。

上記の第 20 条により、未登録の著名商標も「表徴」の客体として保護されており、民事的手段のみであるが、権利者が法的手段に訴えることもできる。詳細は後掲の「(三) 不正競争への対応 1. 不正競争における商業表徴の模倣行為」⁴⁷で述べる。

① 著名商標又は著名表徴の認定

著名商標の認定については、商標が、大量の使用、長期に亘る宣伝活動などにより、広く関連消費者にその出所、商品・役務の提供者を識別させることができれば、著名商標と認定される可能性がある。著名商標に対する保護は、一般の非著名商標よりも手厚い。著名商標が商標登録済みである場合、当該商標の識別力や信用が減損されるおそれがあるときは、他者の非類似の商品・役務における同一・類似の使用に対しても、商標権侵害訴訟を提起することができる⁴⁸。未登録の著名商標の場合は、別に前述の公平交易法により保護される。

著名商標であるか否かを判断し認定する場合は、通常、以下の要素が考

⁴⁷商標権の登録主義の例外には、例えば以下のものがある。

- ・商標法第 36 条第 1 項第 3 号における善意による先使用の規定（ただし、台湾国内における先使用に限定される。）
- ・商標法第 30 条第 1 項第 12 号前段は、登録拒否事由として「同一又は類似の商品・役務において他人が先に使用している商標と同一又は類似のもので、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引その他関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知り、模倣しようとして登録を出願する場合」を規定している（他人の商標が登録されている場合に限定されていない。また、他人の商標が台湾国内又は海外において先使用されていることが必要である。）
- ・商標法第 30 条第 1 項第 11 号前段は、登録拒否事由として「他人の著名な商標若しくは標章と同一若しくは類似のもので、関連公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標若しくは標章の識別性若しくは信用を減損するおそれがあるもの。」を規定している（著名な商標又は標章は登録されているものに限定されていない。）

⁴⁸商標法第 70 条第 1 号、第 2 号は次のように規定している。

商標権者の同意がない状況で、次の各号に掲げる状況の一に該当する場合は、商標権の侵害とみなす。

- 一、他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用し、当該商標の識別性又は信用を減損するおそれがあるとき
- 二、他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、当該著名商標の中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネームその他営業主体を表す名称とすることにより、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとき、又は当該商標の識別性又は信用を減損するおそれがあるとき

慮される⁴⁹。

- ・ 関連事業者又は消費者がどの程度商標又は標章を認識しているか（これは市場調査により証明できる）
- ・ 商標又は標章の使用期間、範囲及び地域
- ・ 商標又は標章のプロモーション期間、範囲及び地域（「商標又は標章のプロモーション」には、その商品・役務について商標や標章を使用した広告や宣伝、及びビジネス展示会や展覧会における展示などが含まれる）
- ・ 商標や標章の登録、登録出願の期間や範囲、地域
- ・ 商標や標章に係る権利の実施に成功した記録、特に行政又は司法機関に著名であると認定された事実
- ・ 商標又は標章の価値
- ・ その他の著名商標や標章を認定するに足る要素

また、著名商標の認定は、商標が台湾において登録、出願、又は使用されていることは前提とせず、台湾において関連消費者に広く知られていれば、著名商標と認定される。これは登録主義の例外である。一方、商標が著名の程度に達しているか否かの判断は、やはり台湾の関連事業者又は消費者の認識を基準として行われる。著名性を認定する証拠とされ得るものには以下のものが含まれる⁵⁰。

- ・ 商品・役務の販売に係るインボイス、マーケティング書類、輸出入書類及びその販売額、市場シェア、販売統計の明細などに係る資料
- ・ 国内外における新聞、雑誌又はテレビなどのマスメディア広告資料（例えば、広告掲載紙面のサイズ、金額、数量、コマーシャル放送の依頼に関する書類、テレビコマーシャル放送のモニター記録表、車両やバス停・地下鉄の駅・高速道路における広告、店の看板、街頭の看板などの証拠資料）
- ・ 商品・役務の販売拠点及びその販売チャンネル、場所の配置状況。例えば、百貨店、チェーンストア又は各地における出店情况及び期間などに係る証拠資料
- ・ 市場における商標の評価、価格鑑定、売上額ランキング、広告額ランキング又はその営業状況などに係る資料。例えば、国内外の信頼性のある新聞雑誌が調査した世界 100 大ブランドランキング、台湾において最も価値のあるトップ 10 ブランド資料、各種の商標商品に対する消費者の満足度調査、又はインターネットにおける中国語によるディスプレイセッション及びインターネットユーザーの評価などの証拠資料

⁴⁹智慧財産法院 103 年（2014 年）民商上字第 17 号民事判決における著名商標の判断要素

⁵⁰商標法第 30 条第 1 項第 11 号の著名商標の保護審査基準（商標法第 30 条第 1 項第 11 款著名商標保護審査基準）「2.1.2.2 著名商標の認定に関わる証拠」

- ・ 商標を作成した時期及びその後の継続使用などに係る資料。例えば、会社の沿革及び会社案内、広告看板の設置日などに係る証拠資料
- ・ 商標の国内外における登録資料。例えば、登録証書又は世界各国における登録の一覧表など
- ・ 信頼性のある機関が発行した証明書類又は市場調査報告などの資料。
- ・ 行政又は司法機関が行なった認定に係る書類（例えば、異議審決書、無効審決書、訴願決定書又は裁判所の判決書など）
- ・ その他、商標が著名であることを証明する資料（例えば、国内外の展覧会や展示会における商品の展示又は役務の販売促進などに係る証拠資料）

行政又は司法機関によって著名商標と認定された事例については、智慧財産局がまとめた『著名商標案件總彙編』⁵¹を参考にすることができる。その中では、各著名商標について、それを著名と認定する理由が説明されている（例えば、麥當勞國際資產公司（マクドナルド国際資産会社）の著名商標「M」の「ハンバーガー、フライポテト、ハッシュポテト」などの商品における使用は、すでに関連事業者又は消費者に普遍的に認知され、著名性が極めて高い著名商標になっている。）。同書に記載された認定理由は非常に参考になるので、記載された理由に基づいて、自社の商標が著名の程度に達しているか否かを予備的に評価することができる。

著名な表徴であるか否かに対する認定は、ケースバイケースで判断が行われる。判断の基準は、表徴の表す識別力及び信用が関連事業者又は消費者に普遍的に熟知され、商品・役務の出所を区別するに足る標識となっているか否かである。個別事件に応じ、商品外観のコンセプトの強度、商品が一貫してデザインの概念を伝え外観の表徴を明確に訴えているか否か、外観デザインの広告・マーケティング状況、商品の営業状況及びブランドイメージ、メディアによる広汎な報道なども考慮要素になる⁵²。

⁵¹ 智慧財産局ウェブサイトに掲載された資料

<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7746&CtUnit=3810&BaseDSD=7&mp=1>

⁵² 智慧財産法院民事中間判決 104（2015）年度民公訴字第 3 号、智慧財産法院 104（2015）年民公訴字第 9 号民事判決

網站導覽 常見問題 意見信箱 雙語詞彙 專業人士 English 中文 字級 小

便民服務 公告資訊 國際事務 認識智慧局 政府資訊公開 我想...

現在位置 首頁 > 商標 > 商標情報通 > 近5年著名商標名錄及案件彙編

近5年著名商標名錄及案件彙編

我國在商標法採行註冊保護原則下，特別強化著名商標的保護，以維護市場交易與公平競爭秩序。國內向有多重管道進行著名商標之認定及保護，本局前於97年間委外蒐集近5年（93年7月至98年6月）各級法院、公平會、財團法人台灣網路資訊中心及本局曾經認定為著名商標之案例，彙整完成案件彙編，並自99年起，每年依例彙整認定著名商標之案例，便利執行機關、企業、學術機構及其他相關單位參考利用。今年已完成自100年7月至105年6月著名商標名錄及案例彙編，歡迎各界參考利用。

鑒於司法實務經常發生將他人著名商標使用於非類似的商品或服務，或公司名稱或營利事業名稱與他人著名商標產生衝突而有違反商標法第70條第1款及第2款規定，侵害著名註冊商標權之糾紛。為避免民眾觸法，針對民眾於申請公司或營利事業登記之前，更建議應提醒先行查詢本著名商標彙編，以避免與著名註冊商標的文字構成相同或近似，否則，可能因侵權糾紛而涉訟。該種情形，權利人除得訴請法院命其更改公司或商業名稱之外，亦得請求民事損害賠償。

最後，依公司法第10條第3款及商業登記法第29條第1項第5款規定，經法院判決確定者，公司或商業於判決確定後6個月內尚未辦妥公司或商業名稱變更登記，並經公司或商業所在地主管機關令其限期辦理仍未辦妥，得撤銷其登記，併請注意。

共 7 筆資料， 第 1 / 1 頁， 每頁顯示 10 筆

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 1. 201107-201606著名商標案件彙編 | 105年8月29日 |
| 2. 201107-201606著名商標案件及所有人統計表 | 105年8月29日 |
| 3. 201107-201206著名商標案件彙編判決完整版 | 105年8月29日 |
| 4. 201207-201306著名商標案件彙編判決完整版 | 105年8月29日 |
| 5. 201307-201406著名商標案件彙編判決完整版 | 105年8月29日 |
| 6. 201407-201506著名商標案件彙編判決完整版 | 105年8月29日 |
| 7. 201507-201606著名商標案件彙編判決完整版 | 105年8月29日 |

② 商標以外のその他の商業表徴の保護

「表徴」とは、商標、標示その他商品の特徴を示すものの総称である。商標のほかに、登録されていないその他の著名な商業表徴も公平交易法の保護対象である。公平交易委員会の説明によると、表徴となりうるものの例及び表徴となりえないものの例は以下のとおりである。⁵³

| 表徴とすることができる例 | 表徴とすることができない例 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 屋号又は会社名 ・ 商標 ・ 標章 ・ 特殊なデザインが施され、識別力を有する商品容器、包装、外観 ・ 本来識別力のなかった商品容器、包 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の慣用的な形状、容器、包装 ・ 商品の一般的な記述文字、内容、色彩 ・ 実用的又は技術的な機能を有する機能的な形状 ・ 商品の内部構造 |

⁵³ 公平交易委員会『認識公平交易法（公平交易法を知ろう）（増訂第十六版）』（2015年7月）268頁

| | |
|--|---------------|
| 装、外観が長期に亘る継続的な使用により二次的意味（secondary meaning）を取得したもの | ・ 営業又は役務の慣用名称 |
|--|---------------|

他人が模倣したものが、公平交易委員会が示した上記の例に照らし表徴に該当する場合、当該表徴が商標として登録されていなくても、著名になっているときは、それを模倣した者を相手方とし不法行為として民事訴訟を提起することができる。一方、他人が模倣したものが表徴に該当しない場合、他人に対し権利を主張することができないことになる。

實際上、未登録の著名商標は表徴として保護されるほか、未登録の意匠、例えば、視覚に訴える商品の外観造形も公平交易法の保護を求めることが可能である。

(二) 真正品の並行輸入

1. 真正品の並行輸入とは

正規製造者、代理店、販売（代理）店などの権利者の同意を得ていない者が外国から真正品を台湾に輸入する行為が「真正品の並行輸入」である。並行に輸入された真正品は俗に「水貨」と呼ばれている。並行輸入商品は、通常、代理店資格を有しない者が外国で商品の供給元を見つけ、代理店が輸入する商品と同じ同一ブランド商品を購入したものである。当該商品自体は権利者、そのライセンサー又は権利者の同意を得た者が製造したもので、これが台湾に輸入され販売されている。商品の本質から言えば、これは真正品であり模倣品ではない⁵⁴。

2. 真正品の並行輸入に対する法的規制⁵⁵

(1) 並行輸入品は模倣品ではない

並行輸入品は模倣品ではないため、当然、商標法における模倣行為の規定に違反しない。台湾の商標法によると、登録商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により国内外の市場で取引され流通した場合、商標権者は、当該商品について商標権を主張することができない。したがって、真正品の並行輸入は原則として商標権に対する侵害とはならない⁵⁶。

専利法にも類似の規定がある。専利法第 59 条第 1 項第 6 号は「(発明)特

⁵⁴ 最高裁判所 99 (2010) 年台上字第 2458 号刑事判決

⁵⁵ 公平交易委員会公研積 003 号「真正品の並行輸入は公平交易法に違反するか否か」も参照。

⁵⁶ 智慧財産法院 103 (2014) 年民商上字第 17 号民事判決

許権の効力は、特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、当該物品を使用又は再販売する行為に対しては及ばない。前記の製造、販売行為は国内に限らない」と規定している。

しかし、著作権法は真正品の並行輸入を禁止していることに留意すべきである。即ち、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号は「本法に別段の定めがある場合を除き、著作財産権者の同意なく、著作物のオリジナル又はその外国の合法的複製物を輸入することは、著作権又は製版權の侵害とみなす」旨規定している。その立法の目的は、著作権者に「マーケットセグメンテーション」の権利を与えることにある。これにより、著作財産権者によるライセンスに基づき国外で製造された著作権商品は、国内に代理店があるか否かを問わず、それを国内に輸入する場合、著作財産権者の同意を得る必要があることになる。

- (2) 真正品の並行輸入に、虚偽不実又は誤解を招く商品出所を記載、表示することは禁止されている。

真正品の並行輸入という輸入行為自体は模倣品の輸入行為には当たらない。しかし、並行輸入を行う業者の販売手段に、故意に消費者にその商品の出所に対する誤認を生じさせるような行為があった場合、公平交易法第 21 条の虚偽不実記載等の禁止に違反する可能性がある。例えば、並行輸入を行う業者が、その広告に記載された製造元とライセンス又は代理関係を有しないにもかかわらず、その広告中に消費者にそのような関係があると思わせるような表示を行えば、その表示は虚偽不実及び誤解を招く表示又は表徴に該当する⁵⁷。

- (3) 真正品の並行輸入によるフリーライドは禁止される。

製造元が既に正規代理店に輸入を許諾し、又はメーカーに生産を許諾した商品を、商社が国外から輸入した場合において、国内の代理店がマーケティングに高額な費用を投入し商品を消費者に広く認識させていたにもかかわらず、これを利用し、商社が積極的に、商品の内容、出所、輸入会社の名称及び住所などの事項について、代理店が輸入し販売する商品であるかのように消費者に誤認させた場合、いわゆる故意のフリーライドに該当し、公平交易法第 25 条に規定する「欺罔」又は「著しく公平さを欠く」行為になる。

⁵⁷ 公平交易委員会公処字 100047 号処分書

(三) 不正競争への対応

1. 不正競争における商業表徴の模倣行為について

2015年2月4日に公平交易法が改正され、他人の商業表徴を模倣する行為について、もともと存在した行政措置及び行政罰、刑事責任が削除された。そのため、現行の公平交易法によれば、模倣者などの権利侵害者に対して提起できるのは、不法行為の民事訴訟のみである⁵⁸。注意すべきは、公平交易法第22条第1項によれば、未登録の著名商標の権利者が民事訴訟を提起できるのは、模倣品侵害業者が当該未登録の著名商標（表徴）を同一・類似の商品・役務に使用したときに限定されることである。即ち、模倣業者がその他の非類似の商品・役務に当該未登録の著名商標を使用した場合は、未登録の著名商標の権利者は模倣品侵害業者に対し権利を主張することができない。商品・役務の類否の判断は、智慧財産局の商標検索システムにおける商品及び役務名称分類検索により予備的な判断を行うことができる⁵⁹。

http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/GoodsiPO.html

圖樣文字查詢 | 圖形分類檢索查詢 | 圖形查詢 | 商品及服務名稱分類查詢
綜合布林查詢 | 申請人查詢 | 案號查詢 | 案件進度查詢 | 註冊費查詢 | 商標文字及圖形近似檢索
註冊簿查詢 | 案件歷史資料查詢 | 處分書查詢 | 特殊型態商標查詢

經濟部智慧財產局

商品及服務名稱分類查詢

商品(服務)名稱

商品(服務)類別或組群代碼

商品及服務名稱分類查詢使用說明

◎ 因商標資料含有造字資料，請先安裝中文造字安裝程式與下載智慧局造字輸入法對照表，否則無法正常顯示。
◎ 本局就商品與服務之名稱及分類，編訂有「商品及服務分類暨相互檢索參考資料」，欲查詢商品及服務名稱分類前，請先詳閱該參考資料前言說明。（[直接點閱](#)）
◎ 商品(服務)名稱與商品(服務)組群代碼只可以選其中一個條件輸入。

- 1. 商品(服務)名稱：**
請輸入欲查詢之商品（服務）名稱或關鍵字詞，例如：「衣服」、「金融」等名稱，即可檢索出含有該名稱之商品或服務的分類。
- 2. 商品（服務）類別或組群代碼：**
請輸入欲查詢之商品（服務）類別或組群代碼。商品（服務）類別：01至34為商品，35至45為服務。商品（服務）組群代碼以四碼數字表示，前兩碼為類別代碼（例如：0101組群即指第1類第1個組群；0102為第1類第2個組群），四碼組群下再依商品及服務之特殊性質細分為六碼之小類組（例如：010101、010102、010103）。
- 3. 清除設定：**
按下清除設定鍵，會將所有的查詢條件設定重新設定成初始值。
- 4. 查詢：**
按下開始查詢鍵，便可執行組群代碼查詢。
- 5. 確定：**
此按鈕只有在別的功能頁呼叫到此功能時才會出現，會將查詢結果傳回功能頁。

⁵⁸ 詳細は公平交易法第五章の損害賠償に関する説明参照。

⁵⁹ 智慧財産局ウェブサイト資料 http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/GoodsiPO.html

2. 真正品の並行輸入におけるフリーライドについて

並行輸入を行う業者に虚偽不実の記載やフリーライド行為があった場合、民事訴訟を提起し、侵害の排除及び損害賠償を要求することができる。また、主務官庁である公平交易委員会も当該業者に対し、期限を設けてその期限までにその行為を停止・改善し又は必要な是正措置を講ずるよう命じることができ、また過料を課すことができる⁶⁰。この点は、(表徴の)模倣行為が民事的措置しかできないのと異なっている。

3. 他人の暖簾に便乗する行為について

模倣業者による模倣品の輸入、製造、販売などの行為は、不正競争のうち表徴の模倣行為となることに加え、しばしば他人の暖簾への便乗など、「欺罔」行為又は「著しく公正さを欠く」行為を伴う。かかる行為は公正な取引秩序に影響するので、公平交易法により規制される必要がある。これを規制するのが、公平交易法第 25 条で、「本法に別途規定するものの他、事業者は、その他取引秩序に影響を及ぼし得る欺罔行為又は明らかに公正さを失する行為をしてはならない」と規定されている。

2015 年 2 月 4 日に公平交易法が改正され、不正競争のうち商業表徴の模倣行為については、行政責任及び刑事責任が削除された。また、民事責任が、未登録の著名商標に対する侵害で、かつ消費者に混同を生じさせるものに限定されるようになった。しかし、他人の暖簾に便乗する行為など、欺罔行為又は明らかに公正さを失する行為(例えば、他人の著名商標について検索エンジンからキーワードを買う行為)については、権利者が公平交易法に基き侵害排除及び損害賠償の民事訴訟を提起できる⁶¹ことに加えて、公平交易委員会は違法行為者に対し、行政措置を講じ、又は過料を課すことができる⁶²。

また、公平交易委員会は、2017 年 1 月 13 日に公平交易法 25 条の適用に関して新しい処理原則を策定したが、他人の暖簾に便乗する行為が「明らかに公正

⁶⁰公平交易法第 42 条は次のように規定している。

主務官庁は、第 21 条、第 23 条から第 25 条の規定に違反した事業者に対し、期限を設けてその期限までにその行為を停止・改善し又は必要な訂正措置を講ずるよう命じることができ、また、NT\$5 万以上 2,500 万以下の過料に処することができる。期限までにその行為が停止・改善されず、又は必要な訂正措置が講じられなかった場合、その行為が停止・改善され、又は必要な訂正措置が講じられるまで引き続き、期限までにその行為を停止・改善し又は必要な訂正措置を講ずるよう命じることができ、また回数に応じて NT\$10 万以上 NT\$5 千万以下の過料に処することができる。

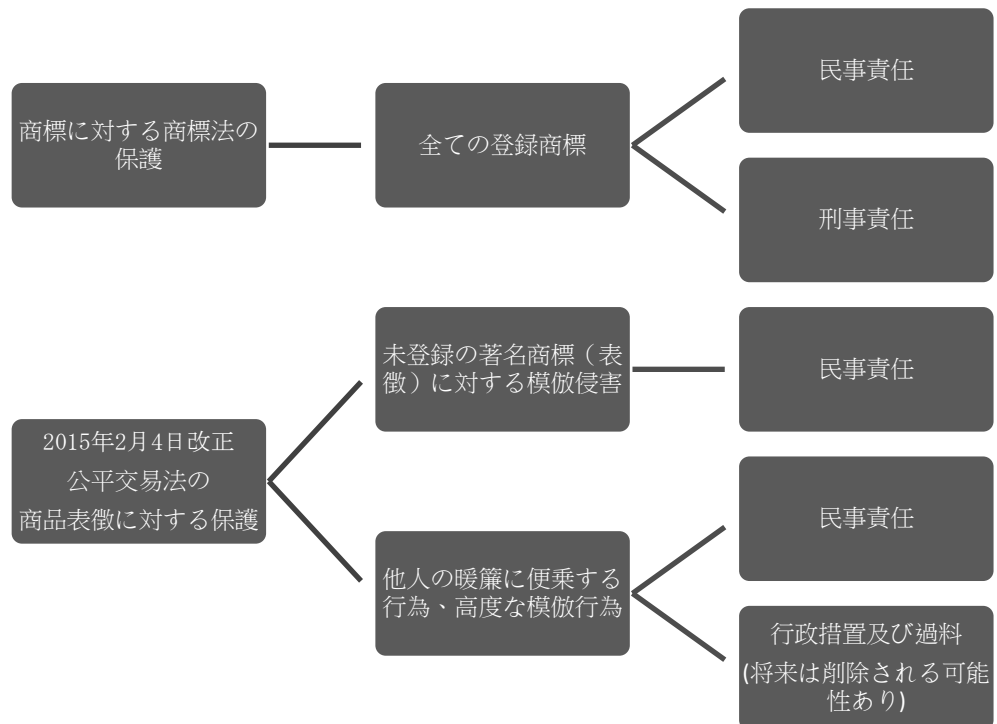
⁶¹ 最高裁判所 105 (2016) 年台上字第 1 号民事判決参照。

⁶² 公平交易法第 42 条、同注 14。

さを失する行為」に該当しうることを確認された⁶³。また、高度な模倣の行為は、公平交易法 22 条の要件を満たさない場合でも、25 条により民事責任を追及しうることを確認された⁶⁴。

最後に、商標法及び公平交易法における「登録商標」「未登録商標（表徴）」の保護を下図に簡単にまとめた。

図：



⁶³ 以下は「公平交易法第 25 条の事件に関する公平交易委員会の処理原則」（公平交易委員會對於公平交易法第二十五條案件之處理原則）第 7 項参照

⁶⁴ 以下は「公平交易法第 25 条の事件に関する公平交易委員会の処理原則」（公平交易委員會對於公平交易法第二十五條案件之處理原則）第 9 項参照

産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人日本台湾交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル（実務編）

平成29年3月 発行

【禁無断転載】

発行者 舟 町 仁 志

発行所 公益財団法人 日本台湾交流協会
東京都港区六本木3-16-33
青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 ニッケイ印刷

執筆協力：理律法律事務所（LEE AND LI Attorneys-at-Law）

台北市敦化北路201号7階
